

岐阜県公報

第六百七十七号
令和八年四月十四日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定
公金事務の委託

(地域福祉課) 一五三
(子ども家庭課) 一五三

公示

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区役員の退任
土地改良区役員の就任
土地改良区の定款の変更認可
土地改良区の定款の変更認可

(岐阜農林事務所) 一五四
(西濃農林事務所) 一五五
(揖斐農林事務所) 一五五
(同) 一五五
(同) 一五六
(可茂農林事務所) 一五六

告示

岐阜県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

氏名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

平下 博 マッサージハウス 関市武芸川町谷口一四三四番地六 令和八年四月十四日

岐阜県告示第二百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等に	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
弁護士法人ブレインハート法律事務所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号	岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金の借受人に係る滞納金	令和八年三月三十一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

公 示

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
中濃用水 岐阜土地改良区	令和八・三・二四	理事	大野 忠利	岐阜市八代三丁目 七番一
同	同	同	毛利 成男	岐阜市太平町二丁目 七番地
同	同	同	渡邊 智和	岐阜市長良三丁目 四〇番地
同	同	同	林 哲郎	岐阜市三田洞 八五番地

就任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
中濃用水 岐阜土地改良区	令和八・三・二五	理事	末次 初夫	岐阜市若福町 一八番三号
同	同	同	毛利 成男	岐阜市太平町二丁目 七番地
同	同	同	渡邊 智和	岐阜市長良三丁目 四〇番地
同	同	同	林 哲郎	岐阜市三田洞 八五番地
同	同	同	浦 崎 登	岐阜市粟野東二丁目 九九番地
同	同	同	宇留野 忠司	岐阜市粟野西六丁目 四四五番地
同	同	同	長谷川 恭弘	岐阜市岩崎三丁目 四番一七号
同	同	同	杉本 辰美	岐阜市城田寺 一八四五番地二
同	同	同	神谷 英明	岐阜市上土居二丁目 一番八号
同	同	同	川島 秀壽	岐阜市打越 七三四番地
同	同	同	羽賀 豊	岐阜市城田寺 二九七五番地一

同 山 田 伸 岐阜市正木 一四三七番地
 同 岡 田 勝 秋 岐阜市正木南二丁目 一四番六号
 同 平 野 雅 己 岐阜市鷺山 二〇八番地二
 同 川 嶋 二二三 岐阜市下土居三丁目 五番八号
 監 事 中 村 兼 雄 岐阜市長良春田 二五番地
 同 山 田 清 明 岐阜市正木 一三〇四番地一
 同 佐 橋 伸 弘 岐阜市粟野東三丁目 二二七番地一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
垂 井 町 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 三 ・ 三 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
不 破 郡 北 部 土 地 改 良 区	令 和 八 ・ 三 ・ 三 〇

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	年 月 日	退 任 役 名	氏 名	住 所
揖斐川土地改良区	令 和 七 ・ 七 ・ 一 六	理 事	若 原 清	揖斐郡揖斐川町上南方 七七一番地

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した役員

土地改良区名	年 月 日	就 任 役 名	氏 名	住 所
揖斐川土地改良区	令 和 七 ・ 四 ・ 一	理 事	森 本 英 世	揖斐郡揖斐川町北方一九四二番地八
		同	岡 部 修	揖斐郡揖斐川町長良 一三六番地

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
揖東土地改良区	令和七・四・二七	理事	國 枝 ひとみ	揖斐郡大野町大字稲畑 三一四番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土地改良区名	認可年月日
揖斐川土地改良区	令和七・五・二八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土地改良区名	認可年月日
八百津町木曾川右岸用土地改良区	令和八・四・二

令和八年四月十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社